第 成 三 T 一十 八 八 百 年  $\dot{+}$  $\equiv$ 月 + 十 껟 号 日

を定め、

その推進を図ることにより、

世界に誇れる魅力ある

「観光王国九州」

とその

もって九州各県と一体となった福岡県

中で光り輝

く福岡県の地域ブランドを確立し、

の成長発展を図ることを目的とする

**(2)** 

増 刊

## 次

目

条 例 (第四十五号

○観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例

(議会事務局調査課)

公布された条例のあらまし

○観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例

議会事務局調査課

1 を 確立し、 世界に誇れる魅力ある「観光王国九州」とその中で光り輝く福岡県の地域ブランド もって九州各県と一体となった福岡県の成長発展を図るため、 九州各県と

党集した福岡県の観光振興政策に関し基本的な事項を定めることとした。

2 この 条例は、 公布の日から施行することとした。 ただし、 第九条第二項の規定は

平 成 二十九年四月一日から施行することとした。

条

例

観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例をここに公布する

平成 二十八年十月十一日

福岡県知事 小 Ш

洋

## 福岡県条例第四十五号

観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例

自的

1

であることを踏まえ、

九州各県と連携した福岡県の観光振興政策に関

し基本的な事項

第 、環境や景観の形成その他社会基盤の整備を促進する等、 条 この条例は、 観光振興が幅広く地域の産業に波及効果を及ぼすとともに、 地域づくりに寄与するもの 優れ

(定義

第二条 この条例におい て、 次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定め

るところによる 地域ブランド 商品若しくはサービスを購入し、 又は観光等の目的地を選択する

際に考慮され、

その判断に多大の影響を及ぼし得る価値であって、

当該商品の産地

- は印象に関連して形成されるものをいう。 若しくはサービスの提供地又は観光等の目的地の優れた特徴として定着した評価又
- を営む者をいう。 (会議、 観光事業者 研修、 旅行業、 大会等を目的とする旅行者を含む。 宿泊業、 飲食業、 公共交通に関する事業その他観光旅行者 以下同じ。 を対象とする事業
- 関 観光振興団体 する活動を行う団体をいう。 観光事業者又は行政機関等で構成され、 特定の地域の観光振興に
- 四 力を有するものをいう。 天然記念物、 件若しくは文化的活動のうち歴史上、 であって観光旅行者が訪問地を選択する際に目的の一つとして考慮するに足りる魅 観光資源 建造物群若しくは産業関連施設等によって形成される特色のある景観、 地域固有の風習、 建造物 (遺跡、 施設等を含む。 生活様式等及びその所産、 芸術上若しくは学術上の価値を有するもの、 絵画、 彫 温泉その他の天然資源等 刻 工芸品、 文書等の

五. 民泊 戸建住宅、 共同 住宅等の全部又は一部を、 反復継続し、 有償で宿泊 5の用

(県及び市町村の役割

供することをいう。

めるとともに、 県は、 県の観光振興に関する情報の収集、 福岡県の地域ブランドを確立し、 県内各地域の特性を活かした観光振 整理及び必要とする者への提供に努

2 興を図るための施策を総合的に策定し、 観光振興に関する施策を積極的に講ずることができるよう、 県は、 観光振興による地域づくりにおける市町村の役割の重要性に鑑み、 実施する責務を有する 情報の提供 技術的 市町村が な助

毎週火金曜日 定期発行日

3 の施策を活用し、 言その他の必要な支援を行うものとする 市町村は、 本条例の趣旨に配慮するとともに必要な範囲において本条例に基づく県 地域の特性及び観光資源を活かして観光振興を図るよう努めるもの

(観光行政の総合的な推進

第四条 県の観光振興に関する諸施策を総合的かつ計画的に実施することにより、住んで良く 訪れて良い地域づくりを促進するものとする。 県は、 次に掲げる基本方針に基づき、 関係部局が横断的かつ一体的に連携して

県民が本県の自然、 歴史、文化等の魅力に関する認識を深め、 観光振興の取組に

積極的に参加できるよう、情報の提供及び啓発に努めること。

出と地域ブランドの確立にも資するため、 光旅行者を惹きつける観光資源とし、ひいては海外への輸出拡大等新たな需要の創 源の魅力を一層向上させ、新たな観光資源を開発し、若しくはこれらの観光資源を 活用しようとする取組を促進し、又はこれらの取組に対し必要な支援を行うこと。 本県の農林水産物、 良好な景観の形成、 販売促進策等の実施その他の取組に対し必要な支援を行うこと。 加工食品その他食に関する商品及び食文化の魅力を高め、観 由緒ある史跡の整備、文化資源の修復等により本県の観光資 品質の改良、 新商品の開発、 市場調査、

兀 促進策等の実施その他の取組に対し必要な支援を行うこと。 本県の伝統的な工芸品の新たな魅力の創出又は新たな特産品の開発、 広報、 販売

Ŧi. の利便性の向上等、 観光振興に関する施設の整備、 観光振興に関する施策の推進を支える社会基盤を整備すること 道路その他の交通ネットワークの充実、公共交通

六 は民間の各種施設、 入体制の整備に関し、観光事業者、市町村等との連携の下に必要な支援を行うこと 海外からの観光旅行者が安心して観光を楽しむことができるよう、 医療機関等における多言語対応その他の外国人観光旅行者の受 店舗、 公共又

七 境への影響が発生し、 止するため、 旅行者の増加や海外との往来の増加に伴い犯罪、感染症等に関する課題や生活環 観光事業者、 又はこれらに対する危惧が観光振興の妨げにもなることを防 関係機関等と情報共有その他幅広い連携を図り、 必要な

措置を講じること。

八 随時利用できるよう、観光振興団体、 観光振興に取り組む者が観光振興及び観光資源に関する専門的な知識、 大学、 専門機関等との連携の下に、 情報の蓄 知見等を

査その他必要な調査及びその分析を行い、 県は、 発信するため、観光振興団体、市町村等との連携の下に必要な措置を講ずること。 総体としての本県の魅力及び地域ブランドを効率的かつ効果的に県内外及び海外に 本県の多種多様な観光資源、 前項の基本方針の下に実施した施策の効果を客観的に評価するため、 農林水産物、 随時、公表するものとする。 工芸品その他の特産品とともに、

(観光事業者の役割)

2

九

積その他必要な環境整備を図ること。

第五条 ビスを提供し、他の産業と連携して地域の活性化に寄与するよう努めるとともに、 由な競争関係の中で前条の基本方針を踏まえ、県及び市町村の観光振興施策に協力す るよう努めるものとする。 観光事業者は、事業活動を通じて観光旅行者に快適な環境と心のこもったサー

(観光振興団体の役割)

第六条 制の整備に取り組むよう努めるとともに、自立的な運営の範囲内で、第四条の基本方 針を踏まえ県及び市町村の観光振興施策に協力するよう努めるものとする。 観光旅行者の来訪の促進、 観光振興団体は、他の観光振興団体と相互に連携し、観光に関する情報の発信 観光振興に寄与する人材の育成及び観光旅行者の受入体

(県民の役割

第七条 めるものとする。 観光旅行者を温かく迎えるとともに、 県民は、本条例の趣旨に対する理解を深め、ひとりひとりがおもてなしの心で 地域の魅力を高め、次の世代に引き継ぐよう努

(関係団体等の連携)

第八条 県は、県の観光振興に関し必要な施策を講ずるため、国並びに県内の市町

観光振興団体及び観光事業者と連携するものとする。

2 観光資源を開発するため必要なときは、 のとする 県は、 第一条の目的を達成するため九州各県との連携を深めるとともに、共有する その他の都道府県とも積極的に連携を図るも

3 協議及び調整の場を設けるよう努めるものとする。 (広域観光の振興 前 「項の連携を継続的なものとするため、 県は、 それぞれ各項に掲げる関係者間の

第九条 とを踏まえてこれらを一体的に推進するため必要と認めるときは、 その他の経費を負担することができる。 広く九州を活動範囲とする観光振興団体たる法人の運営に参画し、一般社団法人及び 般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二十七条に規定する経費 知事は、 九州全体の観光振興を図ることが本県の観光振興に大きく寄与するこ 県の区域を超え、

2 を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。 という。)の事業計画及び収支予算書並びに事業報告及び決算その他その経営状況 知事は、 前項の規定によりその運営に参画する法人(以下「特定広域観光振興法人

第十条 3 体、 う努めるものとする。 に関する計画を定めるときは、適宜、その内容を議会に報告するものとする。 知事は、 各県及び各県議会等とが連携した九州全体の観光振興に向けた取組を推進するよ 知事は、特定広域観光振興法人とともに、広く九州の観光事業者、観光振興団 特定広域観光振興法人が二事業年度以上の期間にわたり実施するべき事業

2 営に関し前項の趣旨を実現するため必要な助言又は支援を行うものとする 知事は、 特定広域観光振興法人の自立的な運営等に対し十分に配慮しつつ、 その運

(広域的魅力情報の発信)

第十一条 州の公共団体又は行政機関、 九州の魅力に関する情報を広く国内外に向けて継続的に発信するよう努めるものとす ため、特定広域観光振興法人並びに九州の観光事業者、観光振興団体、 知事は、国内外からの観光旅行者の九州への来訪、周遊及び滞在を促進する 大学又は研究機関等と連携し、 あらゆる媒体を活用して 各県その他九

2 関係団体又は機関と共同でその拠点整備に取り組むとともに、広報効果に関する調査 を行い、成果の活用に努めるものとする。 、観光振興財源の確保 知事は、 前項の情報発信を一元的に統合し、 効率的かつ効果的なものとするため

第十二条 知事は、 観光振興に関する施策を安定的かつ継続的に実施するため、

3

税制を含めた財源に関する検討を進め、 その確保に取り組むものとする。 必要に応じて九州各県との連携も図りつつ、

関係者と十分に協議し、その意見を踏まえるとともに、 知事は、 前項の取組を進めるに当たっては、 県内の市町村及び観光事業者その他 地域の実情と公平性に配慮す

2

(民泊に関する措置)

るものとする

第十三条 問題、 るよう努めるものとする。 る機能又は期待されている役割及び民泊の普及に伴い発生し、又は発生が予想される 民泊に関する法制度の状況等を踏まえ、必要な施策の実施その他の措置を講じ 知事は、海外からの旅行者の増加等に伴い我が国で民泊が事実上果たしてい

他の関係者と協議及び検討を進めるものとする 知事は、 前項の措置を講じるため、本県の各地域の実情を調査し、観光事業者その

2

## 則

施行期日

1 年四月一日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条第二項の規定は、平成二十九

(この条例の見直し)

2 Ļ この条例は、その運用状況及びこの条例に基づく観光振興施策の実施状況等を勘案 この条例の施行後三年以内に必要な見直しを行うものとする